

第70号議案

平成30年度大村市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度大村市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度大村市水道事業会計予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大村市上下水道局料金徴収等業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	370,118千円
水道料金等のコンビニエンスストア収納 事務委託	平成31年度から 平成35年度まで	事務委託に要する 経費

平成30年9月6日提出

大村市長 園 田 裕 史

附 属 書 類

目 次

1 債務負担行為に関する調書..... 4頁

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	自己 資金
大村市上下水道局料金 徴収等業務委託	千円 370,118	-	-	平成31年度 から 平成35年度 まで	千円 370,118	千円 -	千円 -	千円 -	千円 370,118
水道料金等のコンビニ エンスストア収納事務 委託	事務委託に 要する経費	-	-	平成31年度 から 平成35年度 まで	限度額に 同じ	-	-	-	限度額に 同じ